三　平成三十年八月二十六日（日）に実施する検定職種

一級及び二級

粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示

四　平成三十年八月二十九日（水）に実施する検定職種

一級及び二級

写真

五　平成三十年九月二日（日）に実施する検定職種

㈠　一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、ウェルポイント施工、表装及びフラワー装飾

㈡　単一等級

溶射、枠組壁建築、路面標示施工及び塗料調色

合格発表

一　平成三十年七月十五日（日）に学科試験を実施する検定職種

平成三十年八月三十一日（金）

二　一の試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種

平成三十年九月二十八日（金）

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会）が指定する。

三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

㈡　後期

実施公示　平成三十年九月三日（月）

受検申請書の受付　平成三十年十月一日（月）から同月十二日（金）まで

実技試験

一　問題の公表

平成三十年十一月二十六日（月）

二　実施

平成三十年十二月三日（月）から平成三十一年二月十七日（日）まで

学科試験（第一の㈡の表において選択科目を掲げてあるものにあっては、当該選択科目に係る学科試験に限る。）

一　平成三十一年一月二十七日（日）に実施する検定職種

㈠　一級及び二級

金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

㈡　三級

電気機器組立て、内燃機関組立て、配管及び型枠施工

二　平成三十一年二月三日（日）に実施する検定職種

㈠　特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、プリント配線板製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

㈡　一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、寝具製作、紙器・段ボール箱製造、製本、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、パン・機械・プラント製図及び印章彫刻

㈢　三級

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作

㈣　単一等級

バルコニー施工

三　平成三十一年二月六日（水）に実施する検定職種

一級及び二級

舞台機構調整

四　平成三十一年二月十日（日）に実施する検定職種

㈠　一級及び二級

鋳造、金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、製版、プラスチック成形、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装及び義肢・装具製作

㈡　三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び写真

㈢　単一等級

電子回路接続

合格発表　平成三十一年三月十五日（金）

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会）が指定する。

三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。